

平成 30 年 9 月 7 日

平成30年登米市議会定例会 9月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	おいかわ さよこ 及川 さよ子
住所	登米市中田町
職業	農業

諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	ささき けいこ 佐々木 恵子
住所	登米市南方町
職業	無職

諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	せとえいのり 瀬戸栄典
住所	登米市中田町
職業	無職

諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	ささきゆみこ 佐々木裕見子
住所	登米市豊里町
職業	無職

諮問第7号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	ほつ た こう へい 堀 田 耕 平
住所	登米市津山町
職業	無職

報告第25号	平成29年度登米市水道事業会計継続費精算報告について
--------	----------------------------

本件は、平成29年度登米市水道事業会計の継続費に係る事業が完了したことに伴い、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、継続費精算報告書を調製したので、議会に報告するものであります。

報告第26号	平成29年度登米市健全化判断比率の報告について
--------	-------------------------

本件は、平成29年度決算に基づく登米市健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第27号	平成29年度登米市資金不足比率の報告について
--------	------------------------

本件は、平成29年度決算に基づく登米市資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第 28 号	放棄した債権の報告について
----------	---------------

本件は、登米市債権管理条例（平成22年登米市条例第43号）第15条第1項の規定に基づき、市が放棄を決定した債権について、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第 29 号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について
報告第 30 号	株式会社とよま振興公社の経営状況について
報告第 31 号	株式会社いしこしの経営状況について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、市が資本金等の2分の1以上を出資している一般財団法人及び株式会社の経営状況について、議会に報告するものであります。

報告第 32 号	所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について
----------	---

本件は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）が平成30年1月1日に一部施行されたことに伴う本条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。（新旧対照表10ページ）

報告第 33 号	登米市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
----------	---

本件は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）が平成29年5月31日に公布され、平成31年4月1日に施行されることに伴う本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。（新旧対照表12ページ）

報告第 34 号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について
----------	--------------------------------

本件は、交通事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第 67 号	平成30年度登米市一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 68 号	平成30年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 69 号	平成30年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 70 号	平成30年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 71 号	平成30年度登米市土地取得特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 72 号	平成30年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 73 号	平成30年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 74 号	平成30年度登米市病院事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 75 号	平成30年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）

本案は、議案第 67 号平成 30 年度登米市一般会計補正予算（第 3 号）から議案第 75 号平成 30 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 1,036 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 539 億 2,420 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、児童扶養手当給付事業 1,961 万円、一般廃棄物処理施設整備事業 2,000 万円、農業用排水施設等維持管理事業 1,890 万円、「米川の水かぶり」ユネスコ無形文化遺産登録記念事業 175 万円などを増額して計上しております。

歳入では、児童扶養手当給付費負担金などの国庫支出金 717 万円、子ども・子育て支援交付金などの県支出金 228 万円、市債 2,830 万円などを増額する一方、財政調整基金繰入金 3,154 万円を減額して計上しております。

また、債務負担行為補正として追加 2 件、地方債補正として追加 1 件、変更 2 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で、事業の精算に伴う返還金 1 億 7,288 万円などを増額、後期高齢者医療特別会計の歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金 2,120 万円などを増額、介護保険特別会計の歳出では、事業の精算に伴う返還金 8,880 万円などを増額して計上しております。

土地取得特別会計の歳出では、土地開発基金への繰出金 47 万円を、下水道事業特別会計の歳出では、一般会計への繰出金 3,646 万円を、宅地造成事業特別会計の歳出では、土地取得特別会計への繰出金 47 万円を増額して計上しております。

企業会計については、病院事業会計で診療報酬改定に対応するための経費 473 万円を増額、債務負担行為補正として追加 3 件を、老人保健施設事業会計では、債務負担行為 1 件を計上しております。

議案第 76 号	登米市パークゴルフ場・レクリエーション施設条例の制定について
----------	--------------------------------

本案は、登米市パークゴルフ場・レクリエーション施設の設置及び管理について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定により、本条例を制定するものであります。（新旧対照表 13 ページ）

議案第 77 号	登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部を改正する省令が平成 30 年 4 月 27 日に施行されたことに伴い、代替保育に係る連携施設の確保等の基準を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 18 ページ）

議案第 78 号	工事請負契約の変更契約の締結について
----------	--------------------

本案は、（仮称）登米インター工業団地造成（第 2 期）工事の工事請負契約を変更するにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

認定第1号	平成29年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成29年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	平成29年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	平成29年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	平成29年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	平成29年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	平成29年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	平成29年度登米市水道事業会計決算認定について
認定第9号	平成29年度登米市病院事業会計決算認定について
認定第10号	平成29年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

本案は、平成29年度登米市一般会計歳入歳出決算ほか9会計の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものであります。

所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

第1条関係（登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略） （助成対象者）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1月から9月までに医療の給付を受けた場合にあつては、前々年をいう。以下同じ。）の所得（規則で定める所得の範囲及び所得の額の計算方法により算出した額をいう。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該母子家庭の母又は父子家庭の父の扶養親族等でない児童で当該母子家庭の母又は父子家庭の父が前年の12月31日において生計を維持したものの数に応じて、規則で定める額以上であるときの母子・父子家庭の母又は父及び児童</p> <p>(4)（略）</p> <p>第4条～第14条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （助成対象者）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1月から9月までに医療の給付を受けた場合にあつては、前々年をいう。以下同じ。）の所得（規則で定める所得の範囲及び所得の額の計算方法により算出した額をいう。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該母子家庭の母又は父子家庭の父の扶養親族等でない児童で当該母子家庭の母又は父子家庭の父が前年の12月31日において生計を維持したものの数に応じて、規則で定める額以上であるときの母子・父子家庭の母又は父及び児童</p> <p>(4)（略）</p> <p>第4条～第14条（略）</p>

第2条関係（登米市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略） （助成対象者）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、心身障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者とししない。ただし、市長が特別の事由があると認める者は、この限りでない。</p> <p>(1) 20歳未満（20歳に達する月を含む。以下同じ。）の者であつて、その者の保護者の前年の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて規則で定める額以上であるもの</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>第4条～第14条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （助成対象者）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、心身障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者とししない。ただし、市長が特別の事由があると認める者は、この限りでない。</p> <p>(1) 20歳未満（20歳に達する月を含む。以下同じ。）の者であつて、その者の保護者の前年の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて規則で定める額以上であるもの</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>第4条～第14条（略）</p>

登米市職員の自己啓発等休業に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 (略) (大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであつて同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設</p> <p>(3) (略)</p> <p>第5条～第10条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであつて同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設</p> <p>(3) (略)</p> <p>第5条～第10条 (略)</p>

登米市パークゴルフ場・レクリエーション施設条例 新旧対照表

附則第3項（登米市公園条例の一部改正）

改正案		現行	
第1条～第21条（略） 附則（略） 別表第1（第2条関係） (1) 観光公園		第1条～第21条（略） 附則（略） 別表第1（第2条関係） (1) 観光公園	
名称	位置	名称	位置
長沼フートピア公園	登米市迫町北方字天形161番地84	長沼フートピア公園	登米市迫町北方字天形161番地84
迫兵糧山公園	登米市迫町北方字兵糧23番地1	迫兵糧山公園	登米市迫町北方字兵糧23番地1
登米寺池城址公園	登米市登米町寺池桜小路103番地2	登米寺池城址公園	登米市登米町寺池桜小路103番地2
登米憩いの広場	登米市登米町寺池銀山123番地2	登米憩いの広場	登米市登米町寺池銀山123番地2
登米駒つなぎの広場	登米市登米町寺池桜小路1番地8、 150番地	登米駒つなぎの広場	登米市登米町寺池桜小路1番地8、 150番地
登米水辺プラザ	登米市登米町寺池中町65番地1先	登米水辺プラザ	登米市登米町寺池中町65番地1先
東和大関川河川公園	登米市東和町米谷字相川1番地6	東和大関川河川公園	登米市東和町米谷字相川1番地6
東和北上川親水公園	登米市東和町米谷字根郭・元町地内	東和北上川親水公園	登米市東和町米谷字根郭・元町地内
東和若草山公園	登米市東和町米川字東綱木28番地、28番地1、28番地2、29番地1、32番地1、33番地1、33番地2	東和若草山公園	登米市東和町米川字東綱木28番地、28番地1、28番地2、29番地1、32番地1、33番地1、33番地2
東和錦織公園	登米市東和町錦織字山居沢94番地1の一部	東和錦織公園	登米市東和町錦織字山居沢94番地1の一部

中田弥勒公園	登米市中田町上沼字弥勒寺大下120番地
中田長谷山公園	登米市中田町浅水字長谷山295番地 1、309番地1、316番地3
中田ふれあい中央公園	登米市中田町上沼字西桜場18番地の一部
中田大手口つり公園	登米市中田町上沼字新内ノ目5番地 1、8番地、9番地、10番地
中田八幡山地区休憩施設	登米市中田町上沼字八幡山104番地の一部
中田本宮地区休憩施設	登米市中田町上沼字俵敷39番地1の一部
中田冠木沼親水公園	登米市中田町上沼字冠木41番地、42番地2、44番地8、45番地4、45番地8、101番地、弥勒寺住吉167番地10、179番地2、180番地2、181番地2、182番地2、184番地3、185番地3
中田地蔵沼親水公園	登米市中田町上沼字新小塚前1
中田北上川河川緑地公園	登米市中田町上沼字川欠地内
豊里笑沢自然公園(桜公園) (栗園)	登米市豊里町笑沢153番地22の一部、153番地25の一部
豊里平筒沼公園	登米市豊里町久寿田64番地1
平筒沼ふれあい公園	登米市米山町字桜岡貝待井582番地1

中田弥勒公園	登米市中田町上沼字弥勒寺大下120番地
中田長谷山公園	登米市中田町浅水字長谷山295番地 1、309番地1、316番地3
中田ふれあい中央公園	登米市中田町上沼字西桜場18番地の一部
中田大手口つり公園	登米市中田町上沼字新内ノ目5番地 1、8番地、9番地、10番地
中田八幡山地区休憩施設	登米市中田町上沼字八幡山104番地の一部
中田本宮地区休憩施設	登米市中田町上沼字俵敷39番地1の一部
中田冠木沼親水公園	登米市中田町上沼字冠木41番地、42番地2、44番地8、45番地4、45番地8、101番地、弥勒寺住吉167番地10、179番地2、180番地2、181番地2、182番地2、184番地3、185番地3
中田地蔵沼親水公園	登米市中田町上沼字新小塚前1
中田北上川河川緑地公園	登米市中田町上沼字川欠地内
豊里笑沢自然公園(桜公園) (栗園)	登米市豊里町笑沢153番地22の一部、153番地25の一部
豊里平筒沼公園	登米市豊里町久寿田64番地1
平筒沼ふれあい公園	登米市米山町字桜岡貝待井582番地1

平筒沼ふれあい公園管理棟 (愛称名 平筒沼youyou館)	
米山西野農村公園	登米市米山町西野字新遠田70
石越陽だまり公園	登米市石越町南郷字西門沖49番地
石越海上連親水公園	登米市石越町東郷字称宜屋敷地内外
南方大嶽山緑地広場	登米市南方町大嶽山35番地1
南方大嶽山交流広場	登米市南方町大嶽山15番地
南方大嶽山交流ハウス	
南方花菖蒲の郷公園	登米市南方町翌沢70番地
レストハウス (牛トピア)	
南方平貝清水公園	登米市南方町下平貝128番地

(2)・(3) (略)

別表第2 (略)

別表第3 (第13条関係)

1～4 (略)

平筒沼ふれあい公園管理棟 (愛称名 平筒沼youyou館)	
米山西野農村公園	登米市米山町西野字新遠田70
石越陽だまり公園	登米市石越町南郷字西門沖49番地
石越高森公園 (愛称名 チ ヤチャワールドいしこし)	登米市石越町南郷字高森100番地外
石越海上連親水公園	登米市石越町東郷字称宜屋敷地内外
南方大嶽山緑地広場	登米市南方町大嶽山35番地1
南方大嶽山交流広場	登米市南方町大嶽山15番地
南方大嶽山交流ハウス	
南方花菖蒲の郷公園	登米市南方町翌沢70番地
レストハウス (牛トピア)	
南方平貝清水公園	登米市南方町下平貝128番地

(2)・(3) (略)

別表第2 (略)

別表第3 (第13条関係)

1～4 (略)

5 石越高森公園 (愛称名 チヤチャワールドいしこし)

入園 料	大人 (高校生以 上)	小人 (小学生以上)
	400円	200円
※団体(8人以上)で入園する場合は5%以上の割引とする。		
利用	種類	単位 利用料金の額

料金	マツハコースター	1回	400円
	ファンシーサイクル	20分間	400円
	登山電車	1回	300円
	その他施設	1回	1,000円

6 南方花菖蒲の郷公園

行為の種類	利用料金の額		
販売	1日につき	500円	

7 登米森林公園

入園料の額 (1人1日につき)	一般 (高校生以上)	200円
	小・中学生	100円

施設又は設備の利用料金

区分	単位	利用料金の額
区画サイト	1画1泊	1,500円
	日帰り	750円
フリーサイト	1張1泊	500円
	日帰り	250円
貸しテント	5人用 1張1泊	1,000円
	6人用	1,200円
集会用テント	1張1泊	1,000円
タープ	1張1泊	1,000円
シャワー	1回	200円
研修室	1人1時間	200円
コテージ	1棟1泊	6,000円

5 南方花菖蒲の郷公園

行為の種類	利用料金の額		
販売	1日につき	500円	

6 登米森林公園

入園料の額 (1人1日につき)	一般 (高校生以上)	200円
	小・中学生	100円

施設又は設備の利用料金

区分	単位	利用料金の額
区画サイト	1画1泊	1,500円
	日帰り	750円
フリーサイト	1張1泊	500円
	日帰り	250円
貸しテント	5人用 1張1泊	1,000円
	6人用	1,200円
集会用テント	1張1泊	1,000円
タープ	1張1泊	1,000円
シャワー	1回	200円
研修室	1人1時間	200円
コテージ	1棟1泊	6,000円

1 棟休憩	3,000円
<p>1 燃料は、利用料金に含まれない。ただし、コテージ及びビシャワ一を除く。</p> <p>2 特殊照明等を用いるときは、別に定める電気料を徴収する。</p> <p>3 研修室の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。</p> <p>4 コテージの使用時間は、宿泊にあつては午前10時30分から翌日の午前10時まで、休憩にあつては、午前10時30分から午後3時までとする。</p>	<p>1 燃料は、利用料金に含まれない。ただし、コテージ及びビシャワ一を除く。</p> <p>2 特殊照明等を用いるときは、別に定める電気料を徴収する。</p> <p>3 研修室の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。</p> <p>4 コテージの使用時間は、宿泊にあつては午前10時30分から翌日の午前10時まで、休憩にあつては、午前10時30分から午後3時までとする。</p>

議案第77号関係

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第5条 (略) (家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第1項第2号</u>、<u>第15条第2項及び第3項</u>、<u>第16条第1項並びに第17条第1項</u>において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 (略) (保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、<u>次条第1項</u>、<u>第15条第1項及び第2項</u>、<u>第16条第1項</u>、<u>第2項及び第5項</u>、<u>第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項</u>において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行</p>	<p>第1条～第5条 (略) (家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第2号</u>、<u>第15条第2項及び第3項</u>、<u>第16条第1項並びに第17条</u>において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 (略) (保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、<u>第8条第1項</u>、<u>第15条第1項及び第2項</u>、<u>第16条第1項</u>、<u>第2項及び第5項</u>、<u>第17条並びに第18条第1項から第3項まで</u>において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行</p>

う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- (3) (略)

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件を全て満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならぬ。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると

う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう一。）を提供すること。
- (3) (略)

市が認める者

第8条～第16条 (略)

(食事の提供の特例)

第17条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができるとして市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第24条第2項に規定する家庭的保育者の居室に限る。附則第3項において同じ。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第18条～第32条 (略)

(準用)

第33条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第33条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

第8条～第16条 (略)

(食事の提供の特例)

第17条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) (略)

第18条～第32条 (略)

(準用)

第33条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第33条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

第34条～第45条 (略)

(連携施設に関する特例)

第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第7条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

第47条～第50条 (略)

附 則

1 (略)

(食事の提供の経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第23条に

第34条～第45条 (略)

(連携施設に関する特例)

第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第7条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

第47条～第50条 (略)

附 則

1 (略)

(食事の提供の経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねてい
る他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型等に関する経過措置)

5 (略)

(利用定員に関する経過措置)

6 (略)

(連携施設に関する経過措置)

3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型等に関する経過措置)

4 (略)

(利用定員に関する経過措置)

5 (略)